

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月25日 11時30分ごろ
発生場所	三重県大紀町芦浜付近の海岸 錦港大明神防波堤灯台から真方位086° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 13.0′ 東経136° 25.6′)
事故の概要	漁船第二三晃丸は、錨泊中、風波に圧流されて走錨し、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二三晃丸、0.8トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-56326（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船体中央部に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風速 約1m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期 大紀町には、令和6年6月25日10時20分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか1人（以下「乗組員」という。）が乗り組み、採貝漁の目的で、大紀町錦港を出港し、芦浜付近海岸（以下「本件海岸」という。）の少し沖に錨泊した。 船長は、本船で待機し、乗組員が、海中を歩いて本件海岸に上陸し、本件海岸北西方に位置する芦浜池で採貝漁を行った。 船長は、その後、帰航することとし、乗組員を呼ぶ目的で、本船を無人として芦浜池に向かい、採貝漁を終えた乗組員と共に本件海岸に戻ったところ、風波に圧流され走錨し、本件海岸に乗り揚げている本船を確認した。 海上保安庁刊行の海図W76によれば、本事故が発生した海域は、底質が砂で、錨かきがあまり良い場所ではなかった。
分析	本船は、錨泊中、船長が、離船したことから、風波により本船が走錨していることに気付かず、本件海岸に乗り揚げたものと考えられる。 本船が錨泊した場所は、底質が砂で錨かきがあまり良い場所ではなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、錨泊中、船長が、離船したため、風波により本船が走錨していることに気付かず、本件海岸に乗り揚げたものと考え

	られる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、錨かきがあまり良い場所ではない場合、自船を無人としないこと。